

多治見市企業立地促進条例の一部改正について

主な改正点 ※太字部分が改正点

(1) 事業所等設置奨励金（改正）

固定資産税及び都市計画税相当額を進出企業に5年間、奨励金として交付

■奨励金の内容

改正なし

■交付要件

	新	旧
業種・機能 (事業)	製造業、運輸業、 本社機能 、 その他市長が認める事業	製造業、運輸業、 <u>研究開発事業</u> 、 その他市長が認める事業
投資の種類	－（新設、増設、移設、 建替 い ずれも対象）	－（新設、増設、移設_____い ずれも対象）
投資の規模	「製造業」 中小企業以外・・・3億円以上 中小企業・・・3000万円以上 「 本社機能 」・・・3000万 円以上 「運輸業等」・・・3億円以上か つ7人以上の雇用 「その他市長が認める事 業」・・・3億円以上 ※いずれも「新設」の場合	例：「製造業」で「新設」 中小企業以外・・・3億円以上 中小企業・・・3000万円以上 「 <u>研究開発事業</u> 」・・・3000万 円以上 「運輸業等」・・・3億円以上か つ7人以上の雇用 「その他市長が認める事 業」・・・3億円以上 ※いずれも「新設」の場合

(2) 移住・定住促進奨励金（新設）

進出企業の従業員が多治見に転入した場合、従業員に奨励金を交付

■奨励金の内容

	新	旧
交付額	要件を満たした従業員一人に つき30万円	－
被交付者	要件を満たした従業員	－
交付期間	「事業所等設置奨励金」交付期 間中（5年間）に要件を満たせ ば随時、交付	－

■ 交付要件

	新	旧
指定の有無	<u>企業が「事業所等設置奨励金」の対象となっていること</u>	—
不動産購入の有無	<u>本人が「事業所等設置奨励金」交付期間中に多治見市内の不動産を取得</u>	—
転入の有無	<u>本人が「事業所等設置奨励金」交付期間中に多治見市に転入</u>	
居住期間	<u>転入の日から1年以上居住</u>	—
雇用形態	<u>無期雇用かつ直接雇用</u>	—
その他	<u>同一人物に対して複数回、奨励金を交付することを防ぐ規定を設ける</u>	

(3) 雇用促進奨励金（改正）

進出企業が多治見市民を雇用した場合、企業に奨励金を交付

■ 内容

	新	旧
交付期間	<u>「事業所等設置奨励金」交付期間中（5年間）に要件を満たせば随時、交付</u>	操業開始1年後に1度限り交付

■ 要件

	新	旧
雇用期間	<u>雇用の日から1年以上雇用（「事業所等～」指定後であれば雇用の開始時期は問わない）</u>	操業開始前6ヶ月以内に雇用し、かつ、操業開始の日から引き続き1年以上雇用
居住期間	<u>雇用の日から1年以上居住</u>	操業開始の日から引き続き1年以上居住
雇用人数	<u>なし</u>	例：「製造業」で「新設」 中小企業以外・・・16人以上 中小企業・・・4人以上
雇用形態	<u>無期雇用かつ直接雇用</u>	常時雇用する従業員。ただし、賃金を時間額もしくは日額で支払われる者は除く